

土地利用型園芸チャレンジャー募集・支援実施要領

1 目的

本県では、「園芸大国とちぎづくり」推進方針に基づき、「水田を活かした土地利用型園芸の拡大」及び「加工・業務用需要への対応力強化」を推進しているところである。しかし、県内食品企業等からは本県産露地野菜の需要があるものの、需要品目や量に対応できる土地利用型園芸（露地野菜）の担い手が不足している状況であり、さらに多くの意欲的な担い手を確保する必要がある。

については、土地利用型園芸に意欲的に取り組む「土地利用型園芸チャレンジャー（以下、「とちチャレ」とする。）」の募集を実施し、幅広く担い手を確保し、各種支援を実施することにより、土地利用型園芸の生産拡大と加工・業務用野菜の産地育成を図る。

2 とちチャレの登録主体

意欲的に土地利用型園芸の導入又は生産拡大に取り組む農業者、農業法人、農業参入企業等とする。（家庭菜園は除く。）

3 実施方法

（1）とちチャレの募集

県は県ウェブページにおいて、とちチャレを募集する。募集に当たっては、マスコミ、各種会合、農政部 SNS 等を活用し、広く周知する。

（2）土地利用型園芸チャレンジャー登録申請書の提出

登録希望者は、取組品目・面積、希望する支援内容等を記載した「土地利用型園芸チャレンジャー登録申請書」（別紙様式）を農業振興事務所又は生産振興課に提出する。

（3）受理

農業振興事務所に登録申請書が提出された場合は、生産振興課に共有する。生産振興課に登録申請書が提出された場合は、生産者の住所を管轄する農業振興事務所に共有する。

（4）県による支援

農業振興事務所は、登録申請書に記載された希望する支援内容を参考に、とちチャレに対し、各種支援を行う。

なお、農業振興事務所は登録申請書の情報を、個別のとちチャレへの支援のみ

ならず、複数のとちチャレが連携した産地の育成、とちチャレと既存産地が連携した産地の育成、産地づくりモデル地域育成事業のモデル産地化等、産地化及び産地拡大に向けた推進方策の検討材料として活用するものとする。

4 実施期間

とちチャレの募集期間は、平成 30（2018）年 5 月から実施する。実施方法については、適宜、課題を整理して改善する。

県によるとちチャレへの支援は、期間は定めず、適宜実施する。

5 情報の取扱いについて

個別の登録申請書記載の情報については、農政部で一元管理し、とちチャレの承諾なく部外への提供は行わないものとする。

なお、個別データを集計した結果は、外部向けに公表することがある。